

令和4年度事業報告書

1 全国交通安全運動の実施

| | |
|----------------|---|
| (1) 春の全国交通安全運動 | <p>ア 期間 4月6日(水)～4月15日(金) 10日間</p> <p>イ 運動のスローガン 手を上げる 子どもはあなたを 信じてる</p> <p>ウ 運動の重点</p> <p>(ア) 子供を始めとする歩行者の安全の確保</p> <p>(イ) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上</p> <p>(ウ) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保</p> <p>エ 運動の実施状況</p> <p>(ア) 資料の配布 期間中、 ○ 交通安全運動ポスター 2,500枚 ○ 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部 等の資料を作成・配布した。</p> <p>(イ) 交通安全広報啓発活動</p> <p>① ポスター、機関紙等による広報 前記交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」等により、運動のスローガン、目的、重点、県内統一行事等、令和4年春の全国交通安全運動実施要綱の内容に沿った広報を行った。 さらに、令和3年度長崎県交通安全功労者表彰の受賞者の紹介を行ったほか、交通安全協賛店制度の現状を伝え、交通安全協会への入会勧誘を実施した。</p> <p>② マスメディアを活用した広報 新聞広報、テレビ放映、ラジオ放送、ケーブルテレビ放送により、安全運動期間の周知のほか、運動の重点である子供を始めとする歩行者の安全の確保、歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上、自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保等の広報を行った。 なお、新入学児童に対する黄色い帽子とランドセルカバーの贈呈式では、テレビ局による取材報道がなされた。</p> |
|----------------|---|

③ その他

県交通安全協会事務所を始め、各地区（市）交通安全協会施設に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して、県民に交通安全運動を実施中であることの周知を図った。

また、自治体と連携し、防災無線を活用した広報活動も行った。

（ウ） 時季に合わせた各種交通安全キャンペーン等街頭活動

新型コロナウイルス感染拡大が終息しない中、今回も感染防止対策を徹底するため、三密に留意しながら、各地区（市）交通安全協会において、時季や実情に合わせたキャンペーン活動や車両広報等を推進したほか、飲酒運転の根絶に向け、飲食店街の巡回活動を実施した。

オ 期間中に発生した交通事故

発生件数 80件 (前年同期間中比 - 5件)

死 者 1人 (前年同期間中比 + 1人)

負傷者 108人 (前年同期間中比 - 3人)

カ 期間中における主な交通事故の状況

| 重点 | 年別 | 令和4年 | 令和3年 | 増減 |
|------|---------|------|------|-----|
| 子供 | 件 数 (件) | 1 | 2 | - 1 |
| | 死 者 (人) | 0 | 0 | ± 0 |
| | 負傷者 (人) | 11 | 10 | + 1 |
| 高齢者 | 件 数 (件) | 30 | 29 | + 1 |
| | 死 者 (人) | 1 | 0 | + 1 |
| | 負傷者 (人) | 17 | 18 | - 1 |
| 飲酒運転 | 件 数 (件) | 2 | 1 | + 1 |
| | 死 者 (人) | 0 | 0 | ± 0 |
| | 負傷者 (人) | 4 | 1 | + 3 |

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

| | |
|-----------------------|---|
| <p>(2) 秋の全国交通安全運動</p> | <p>ア 期間 9月21日(水)～9月30日(金) 10日間</p> <p>イ 運動のスローガン 手を上げて 運転手さんに ごあいさつ</p> <p>ウ 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 (イ) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶 (ウ) 自転車の交通ルール遵守の徹底 <p>エ 運動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 交通安全運動出動式 9月22日(木) 09:20～県庁1F (イ) 広報資料の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全運動ポスター 2,500枚 ○ 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部 <p>等の資料を作成・配布した。</p> (ウ) 交通安全広報啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ① ポスター、機関紙、チラシ等による広報 前記交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」、チラシ等により、運動の基本、重点、スローガン、特別広報、県内統一行事等、秋の全国交通安全運動実施要綱に沿った広報を行った。さらに、「交通安全ながさき」では、県内各警察署別交通事故発生状況及び各地区(市)交通安全協会の活動状況を写真入りで紹介したほか、交通安全協会への入会勧誘を行った。 また、県交通安全協会事務所に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕、ポスターを掲出して県民に交通事故防止の呼び掛けを行った ② マスメディアを活用した広報 長崎新聞に秋の全国交通安全運動関係の広告を掲載したほか、テレビ・ラジオにより、秋の全国交通安全運動期間中であることの広報を実施し、子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保、夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶、自転車の交通ルール遵守の徹底等の広報を行った。 ③ 時季に合わせた交通安全キャンペーンでの広報 |
|-----------------------|---|

各地区(市)交通安全協会において、広報車による移動広報をはじめ、交通安全街頭キャンペーンを開催し、シートベルト等の着用促進、飲酒運転の根絶、早め点灯等を呼び掛けたほか、交通安全フェスタにおいて交通安全の広報啓発を図るパネル展を開催した。

また、路線バスの車内放送による広報、プロサッカーチームとコラボした団扇配付等の広報活動を実施した。

(エ) 子供と高齢者に対する交通事故防止の指導啓発

子供に対しては、交通少年団による街頭キャンペーンの実施、通学路等における小学生等の保護誘導活動、交通安全指導員による幼稚園や幼児クラブにおける幼児交通安全教室等を行った。高齢者に対しては、老人クラブ等に出向いての交通事故防止に関する出前講座の実施、高齢者対象の交通安全教室の開催、高齢者宅を訪問の上チラシや反射材を配布しての外出時における反射材貼付の指導等を行った。

(オ) 朝夕等の歩行者保護誘導活動

朝・夕等の歩行者通行の多い場所・時間帯における横断歩道等において、交通少年団、地区交通安全協会役員、交通安全見守り隊等による歩行者の保護誘導活動を行った。

才 期間中に発生した交通事故

発生件数 83件 (前年同期間中比 + 6件)

死 者 3人 (前年同期間中比 + 3人)

負傷者 98人 (前年同期間中比 + 5人)

カ 期間中における主な交通事故の状況

| 重点 | | 年別 | 令和4年 | 令和3年 | 増減 |
|------|---------|----|------|------|----|
| 子供 | 件 数 (件) | 0 | 0 | ± 0 | |
| | 死 者 (人) | 0 | 0 | ± 0 | |
| | 負傷者 (人) | 2 | 2 | ± 0 | |
| 高齢者 | 件 数 (件) | 36 | 32 | + 4 | |
| | 死 者 (人) | 3 | 0 | + 3 | |
| | 負傷者 (人) | 16 | 23 | - 7 | |
| 飲酒運転 | 件 数 (件) | 1 | 1 | ± 0 | |
| | 死 者 (人) | 0 | 0 | ± 0 | |
| | 負傷者 (人) | 2 | 1 | + 1 | |

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

2 県独自の交通安全運動の実施

(1) 夏の交通安全週間

ア 期間

7月14日(木)～7月20日(水) 7日間

イ 運動のスローガン

なし

ウ 交通安全週間の重点

(ア) 子供と高齢者の交通事故防止

(イ) ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進

(ウ) 飲酒運転の根絶

エ 運動の実施状況

(ア) 資料の配布

期間中、

○ ポスター 2,500枚

等の資料を作成・配布した。

(イ) 交通安全広報啓発活動

① ポスター、機関紙、チラシ等による広報

交通安全ポスター・チラシ等により、運動の重点等の周知徹底を図った。

② マスメディアを活用した広報

新聞広告、ラジオ放送、チラシにより、子供と高齢者の交通事故防止、ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等の広報を行った。

なお、今回は、ラジオ放送でN B Cを選定し、交通事故防止の注意喚起を図った。

③ 時季に合わせた交通安全キャンペーンでの広報

各地区(市)交通安全協会・県交通安全協会事務所や県内主要道路等に「交通安全運動実施中」などと記載したのぼり旗、横断幕を掲出したほか、各地区(市)交通安全協会においては、シートベルト等着用や酷暑期における飲酒運転根絶、脇見・ばんやり運転防止等の街頭キャンペーン、車両パレード等を実施した。

(ウ) 街頭での保護誘導活動

朝・夕の登下校時間帯等、子供の通行の多い横断歩道・時間帯における保護誘導活動を、地区(市)交通安全協会役員・支部員、交通少年団、交通安全指導員、交通安全見守り隊等で行った。

発生件数 34件 (前年同期間中比 - 24件)
死 者 数 0人 (前年同期間中比 - 1人)
負傷者数 40人 (前年同期間中比 - 33人)

オ 主な交通事故の状況

| 重点 | | 年別 | 令和4年 | 令和3年 | 増 減 |
|-------|---------|----|------|------|-----|
| 子 供 | 件 数 (件) | 0 | 3 | - 3 | |
| | 死 者 (人) | 0 | 0 | ± 0 | |
| | 負傷者 (人) | 3 | 5 | - 2 | |
| 高 齢 者 | 件 数 (件) | 11 | 21 | - 10 | |
| | 死 者 (人) | 0 | 0 | ± 0 | |
| | 負傷者 (人) | 5 | 13 | - 8 | |
| 飲酒運転 | 件 数 (件) | 0 | 2 | - 2 | |
| | 死 者 (人) | 0 | 1 | - 1 | |
| | 負傷者 (人) | 0 | 1 | - 1 | |

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

(2) 年末の交通安全県民運動

ア 期間
12月14日(水)～12月23日(金) 10日間

イ 運動のスローガン
あぶないよ 青でもきちんと みぎひだり

ウ 運動の重点
(ア) 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶
(イ) 歩行者の道路横断時の交通事故防止
(ウ) ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進

エ 運動の実施状況
(ア) 資料の作成・配布
期間中、
○ 交通安全運動ポスター 2,500枚

○ 交通安全ながさき(機関紙) 10,000部
等の資料を作成・配布した。

(イ) 交通安全広報啓発活動

① ポスター、機関紙等による広報

前記、交通安全ポスター、機関紙「交通安全ながさき」等により、運動のスローガン、重点、特別広報、県内統一行事等、年末の交通安全県民運動実施要綱に沿った広報を行ったほか、県内各警察署別交通事故発生状況の紹介、交通安全功労者等表彰の受賞者の紹介を行った。

さらに、あいおいニッセイ同和損保からの「横断旗贈呈式」の紹介等の広報活動を行った。

② マスメディア等を活用した広報

新聞広告、ラジオ放送、チラシにより、飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶、歩行者の道路横断時の交通事故防止、ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進等の広報を行った。

③ 時季に合わせた交通安全キャンペーンでの広報

県交通安全協会事務所等に「交通安全運動実施中」等と記載したのぼり旗、横断幕を掲出して県民に交通事故の防止を促したほか、各地区(市)交通安全協会において、厳寒期における飲食店訪問による飲酒運転根絶啓発活動、飲酒運転根絶の「ミニのぼり旗」を配付する等の街頭キャンペーン、大型商業施設において、来客者に対して反射材付きの手袋を配付する等の広報・啓発活動を行った。

④ 街頭での保護誘導活動

通学(園)路の主要な横断歩道等において、交通安全指導員、地区(市)交通安全協会役員が子供の保護誘導活動を行った。

オ 期間中に発生した交通事故

発生件数 97件 (前年同期間中比 + 1件)

死 者 0人 (前年同期間中比 - 1人)

負傷者 122人 (前年同期間中比 + 5人)

| | | カ 主な交通事故の状況 | | | |
|------|--------|-------------|--------|-----|-----|
| 重点 | 年別 | 令和4年 | 令和3年 | 増 減 | |
| | | 件 数(件) | 件 数(件) | ± 0 | ± 0 |
| 子供 | 死 者(人) | 0 | 0 | ± 0 | ± 0 |
| | 負傷者(人) | 8 | 6 | + 2 | - |
| | 件 数(件) | 3 2 | 4 1 | - 9 | - |
| 高齢者 | 死 者(人) | 0 | 1 | - 1 | - |
| | 負傷者(人) | 2 1 | 2 2 | - 1 | - |
| | 件 数(件) | 1 | 2 | - 1 | - |
| 飲酒運転 | 死 者(人) | 0 | 0 | ± 0 | ± 0 |
| | 負傷者(人) | 2 | 3 | - 1 | - |
| | 件 数(件) | 1 | 2 | - 1 | - |

(注) 1 高齢者は65歳以上 2 飲酒運転は酒気帯びを含む

3 年間を通じての交通安全活動

| | |
|-----------------------|--|
| (1) 県警と連携した交通安全諸対策の推進 | <p>ア 安全横断「手のひら運動」</p> <p>県警では、道路を横断しようとする歩行者が車両の運転者に停止を促すよう手のひらを示して横断の意思を伝える、安全横断「手のひら運動」を平成29年4月1日から推進していることから、当協会を始め各地区（市）協会も県警と連携して同運動を推進しており、令和4年度にあっても、各種キャンペーンを始め、高齢者宅を訪問して、「手のひら運動」の周知徹底を図った。</p> <p>また、同運動の更なる周知を図るため、本県の各種機関紙はもとより、全日本交通安全協会の発行する機関紙「人と車」9月号に同記事を掲載して、本県の取組状況を全国へ情報発信した。</p> <p>イ 脇見・ぼんやり運転防止運動の推進</p> <p>本県の交通死亡事故の中で、約6割を占める最も構成率の高い「前方不注視」や「安全不確認」など、脇見・ぼんやり運転防止のため、「さわやか作戦」と銘打ったキャンペーンを行い、ドライバーにチラシや交通安全グッズなどを配布した。</p> |
| (2) 高齢者に対する交通安全対策の推進 | <p>ア 高齢者を守る機運等の醸成</p> <p>地区（市）交通安全協会とともに、機関紙「交通安全ながさき」及び各地区（市）交通安全協会機関紙等により、高齢者の事故防止</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>を呼びかけたほか、自治体・警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した車両パレード、高齢者施設周辺の横断歩道等における交通誘導、走行中の高齢ドライバーにチラシを配付する等の高齢者マーク貼付促進活動等を行った。</p> <p>イ 高齢者に対する交通安全広報・啓発の推進</p> <p>県、警察、市・町等の関係機関と協力して、高齢者を対象とした交通講話や自動車学校等における歩行者・運転者シミュレータ一体験、運転サポートカーの乗車体験を実施した。</p> <p>また、創意工夫を凝らした取り組みとして、年金支給日に特化した反射材配布等のキャンペーン、交通安全グランドゴルフ大会、同ゲートボール大会等を実施して交通安全の指導・啓発等を行った。</p> <p>ウ 高齢者交通教室の開催</p> <p>交通安全指導員等が、老人ホームや高齢者ふれあい施設等に出向き、反射材の着用その他交通ルールの遵守を呼びかけた。</p> <p>また、高齢者講習等に関する法改正（令和4年5月13日施行）に伴い、自動車学校において、高齢者を対象とした運転技能検査等の体験型講習を行った。</p> <p>エ 反射材用品の着用推進</p> <p>県安全協会機関紙「交通安全ながさき」や各地区（市）交通安全協会発行の機関紙等で、反射材の有効性等を掲載した。</p> <p>また、各種キャンペーン時において、反射材用品等の着用促進を呼びかけたほか、高齢者宅等を訪問して反射材等を配布するなど、更なる着用を促した。</p> |
| (3) 飲酒運転根絶運動の推進 | <p>ア 飲酒運転の厳罰化と悪質性の広報</p> <p>県交通安全協会機関誌「交通安全ながさき」の他、地区（市）交通安全協会の各機関紙等を活用して、飲酒運転の悪質性と厳罰化に関する広報啓発活動を行った。</p> <p>イ 酒類提供飲食店への訪問活動</p> <p>酒類提供飲食店を訪問し、経営者等にハンドルキーパー運動のチラシや同運動の掲示用ポスター等を配付するなど、ハンドルキーパー運動の浸透を図った。</p> <p>さらに、機関紙「交通安全ながさき」や各地区（市）交通安全協会</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>機関紙等により、ハンドルキーパー運動の推進を継続して呼びかけた。</p> <p>ウ 「飲酒運転追放三ない運動」の積極的推進</p> <p>「酒を飲んだら車を運転しない、車を運転する前には酒を飲まない、車を運転する人には酒を出さない」の三ない運動につき、機関紙「交通安全ながさき」等で広報啓発を行った。</p> <p>エ 飲酒運転根絶に向けたキャンペーン等広報活動の推進</p> <p>県交通安全協会事務所周辺及び長崎交通公園に飲酒運転根絶ののぼり旗を掲出したほか、各地区(市)交通安全協会においては、国道脇等への飲酒運転根絶ののぼり旗の掲出、大型量販店の駐車場等人が多く集まる場所において、飲酒運転に特化した広報グッズ(タオル、たわし、トイレットペーパー等)を買物客に配付するなど、飲酒運転根絶を呼びかけた。</p> <p>また、広報車、防災無線等により県民に飲酒運転根絶を呼びかけたほか、国道沿いの歩道で「飲酒運転撲滅」等ののぼり旗や「ダメ飲酒運転」のハンドプレートを一斉に掲示し、ドライバーに交通安全グッズやチラシ等を配るなどして飲酒運転根絶を呼びかけた。</p> |
| (4) 自転車の安全利用の推進 | <p>ア 自転車安全利用五則、ヘルメット着用等の浸透</p> <p>機関紙「交通安全ながさき」に、自転車安全利用五則・ヘルメット着用等、自転車の安全利用の推進に関する記事を掲載し、その周知徹底を図った。</p> <p>地区(市)交通安全協会においては、自転車通学生徒に対して「自転車安全利用五則」の指導・広報を行い、併せて道路交通法の一部改正に伴う新ルールの周知を図り、また、二輪車自転車商共同組合と連携した街頭キャンペーンを実施した。</p> <p>イ ラジオ広報</p> <p>NBCラジオ・FMラジオを活用し、ヘルメットを着用するなど、自転車の安全利用の推進について広報活動を行った。</p> <p>ウ TSマーク貼付の普及促進</p> <p>二輪車自転車商共同組合と協力して、自転車整備店等に対し、自転車の安全整備及びTSマーク保険の加入促進の協力依頼を行った。また、機関紙「交通安全ながさき」に、TSマークの普及を促す記事を掲載した。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> | <p>ア シートベルトやチャイルドシートの効用と正しい着用についての広報啓発 市の防災無線を活用し、シートベルトやチャイルドシートの効用と正しい着用について広報した。 また、機関紙「交通安全ながさき」に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底や、その効用を掲載し、正しい着用を促した。</p> <p>イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用キャンペーンの実施 国道や大型量販店駐車場等において、運転者や買物客等にチラシ、グッズなどを配布したほか、シートベルト等着用フラッグを使用してシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底について広報啓発を行った。</p> <p>ウ シートベルト等着用に関する講義 交通安全指導員研修会において、JAF 職員による「チャイルドシートの正しい着用」についての講義を行い、同指導員の技能向上を図った。</p> |
| <p>(6) 夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯運動等の推進</p> | <p>ア 交通安全キャンペーンによる早め点灯等の呼びかけ ① 通行車両の運転者にチラシ、グッズを配布して早め点灯等を呼びかけた。 ② 国道沿いの歩道で「早め点灯」のフラッグ、ハンドプレートを一斉に掲示し、通行中の車両運転者に「早め点灯」の呼びかけを行った。</p> <p>イ 事業所等に対する早め点灯の呼び掛けと広報車による広報活動 管内の交通機関、事業所等を訪問し、関係者との面談による「夕暮れ時の早め点灯及び雨天・曇天時の終日点灯」を呼び掛ける管理者対策を行ったほか、広報車による早め点灯の広報を行った。</p> <p>ウ 夜間における反射材着用の推進 歩行者対策として、夜間・夕暮れ時において、高齢者等の通行人に対し反射材、チラシ等を配布する「反射材着用キャンペーン」を行い、夜間や夕暮れ時における反射材の着用を呼びかけた。 また、地区（市）交通安全協会交通指導員が、高齢者に対して反射材着用の必要性に関する講話をを行い、注意喚起を図った。</p> |

| | |
|--|--|
| (7) 走行中のスマホ・携帯電話使用禁止の広報活動の推進 | スマホ・携帯電話等を使用する「ながら運転」の防止を図るため、各種機関紙を活用した広報活動を始め、街頭キャンペーン時にのぼり旗を掲揚するなどの活動を実施した。 |
| (8) 子供の交通事故の防止 | <p>ア 街頭立哨指導の実施等による啓発活動の実施</p> <p>小学生や園児等子供の交通事故を防止するため、登下校(通園・通学)時間帯における、通学路の横断歩道での立哨・誘導を行い、併せて横断歩道の正しい渡り方について指導を行った。</p> <p>イ 園児・児童等に対する交通安全教室の開催</p> <p>交通安全指導員が保育園や幼稚園、小学校に出向き、園児や児童とその保護者を対象として交通安全教室を開き、資料を配付して道路横断の方法と自転車の安全利用、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用等を指導した。</p> <p>ウ 交通事故防止街頭キャンペーンの実施</p> <p>繁華街や主要国道等において、通行車両のドライバーや通行人に対し、交通安全のチラシやグッズを配布して、子供と高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶等を呼び掛ける街頭キャンペーンを実施した。</p> <p>エ 交通少年団による早朝街頭立哨活動の実施</p> <p>各小学校の交通少年団が、それぞれの小学校周辺において、早朝街頭立哨活動を行い、小学校低学年生に対する交通指導を行った。同活動については、市の防災無線を使って広く広報した。</p> |
| (9) 交通死亡事故多発警報及び高齢者交通死亡事故多発警報発令時の交通事故防止活動の推進 | <p>令和4年度中、警報発令なし。</p> <p>なお、県警では、警報の発令には至らないが、令和5年3月中、3日連続して交通死亡事故が発生し、死者数が前年同期比の3倍となつたことを踏まえ、街頭監視活動強化等の緊急対策を発出した。</p> <p>安全協会も、地域の実情に応じた積極的な取り組みを実施した。</p> |
| (10) 交通安全の日及び交通事故死ゼロを目指す日の広報の推進 | <p>ア 交通安全の日広報活動</p> <p>地区(市)交通安全協会では、「交通安全の日県民運動推進実施要綱」に基づき、毎月20日の「交通安全の日」には、県、警察、関係機関・団体と連携して、主要道路にのぼり旗を掲揚するなどの広報活動・街頭活動等を行い、交通安全の日の広報に努めた。</p> <p>イ 交通事故死者ゼロを目指す日の広報活動</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>「交通事故死ゼロを目指す日」の4月10日及び9月30日(全国交通安全運動期間中の「0」の付く日に設定)に、それぞれ各地区(市)交通安全協会において、車両パレードによる管内全域の広報のほか、県交通安全協会の機関紙「交通安全ながさき」への掲載による広報等を行った。</p> |
| (11) 交通安全母の会の活動の支援 | <p>ア 交通安全母の会連合会理事会等 令和4年度交通安全母の会連合会理事会が開催され、当協会も出席した。</p> <p>イ 交通安全母の会連合会への活動資金の助成 同連合会の活動を支援するため、活動助成金として30万円の寄附を行った。</p> |
| (12) 交通安全年間スローガンの普及徹底 | 令和4年度中に使用する全国及び長崎県の交通安全スローガンの普及徹底を図るため、ポスター・チラシ等を作成配布するとともに、県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」、地区(市)交通安全協会発行の機関紙に同スローガンを掲載・広報した。 |
| (13) 広報紙の発行 | <p>ア 広報紙の定期的な発行 安全運動期間中の運動の基本及び重点、県交通安全協会及び各地区(市)交通安全協会の活動状況、交通安全協会への入会の依頼、交通安全功労者等の表彰の状況等を掲載した県交通安全協会発行の機関紙「交通安全ながさき」と地区(市)交通安全協会発行の機関紙を作成・配布した。 (県安全協会機関紙は年4回発行、1回につき10,000部作成、配布)</p> <p>イ 全国交通安全協会発行機関紙への記事掲載 県交通安全協会機関紙のほか、全国交通安全協会が発行する機関紙「人と車」9月号に、本県の活動重点を始め、各地区(市)交通安全協会の取組状況等の記事を掲載するなど、全国向け情報発信を行った。</p> |
| (14) 報道機関との連携 | <p>○ 積極的な取材依頼 交通安全運動期間中の各種交通安全イベントに際して、報道機関に積極的な取材依頼を行った結果、新入学児童に対する黄色い</p> |

| | |
|--|---|
| | 帽子等贈呈式の様子や各種交通キャンペーンの状況を報道(放映)してもらうなど交通安全協会の活動の県民への周知を推進した。 |
|--|---|

4 二輪車安全対策の推進

| | |
|-----------------------|--|
| (1) 原付技能講習の実施 | 長崎県公安委員会の委託に基づき、原付試験合格者に対し、運転免許試験場(土・日・祝日を除く。)と島原地区、北松地区及び離島地区(概ね2か月に1回)において、 令和4年度中 講習回数 203回(前年比-6回) 受講人数 591人(前年比-57人) に対し原付技能講習を実施した。 |
| (2) グッドライダー・ミーティングの後援 | 二輪車運転者の安全運転技能と交通マナーの向上を図ることにより交通事故を防止するとともに、二輪車の普及・安全利用の促進を目的として、大塔自動車学校において開催された二輪車普及協会主催のグッドライダー・ミーティングを後援した。 |

5 自転車安全対策の推進

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 交通安全指導員等による自転車安全教室の開催 | 交通安全指導員等が、管内の小学校に出向き、生徒に対して自転車の正しい乗り方を始め、「自転車安全利用5則」を指導するなどの自転車安全教室を行った。 |
| (2) 交通安全子供自転車長崎県大会等の開催中止 | 令和4年度の交通安全子供自転車大会については、 ○ 県大会 7月28日(木) ○ 全国大会 8月10日(水) の予定で準備を進めていたところ、新型コロナウイルス感染拡大が収まらないことから、県大会・全国大会は昨年に引き続き中止となつた。 なお、上記のとおり、令和4年度の県大会が中止となったことを踏まえ、令和5年度の開催に向けた取り組みとして、 令和5年2月28日(火)県立総合体育館において、自転車大会の運営や子供達の指導にあたる安協職員及び交通安全指導員を集めた事前研修会を開催した。 |

6 交通安全に関する各種資料・資機材の提供と斡旋

全日本交通安全協会や交通安全促進企業から贈呈された
自転車
横断歩道での誘導用「ホイッスルバトン」、横断旗等
を各地区（市）交通安全協会に配分し、各地区的活動を支援した。

7 各種表彰

| | | |
|-------------------------------------|---------------------------|-----|
| (1) 警察庁長官・全日 本交通安全協会会长 連名表彰 | 受章(賞)者は次のとおり | |
| | ① 交通栄誉章「緑十字金章」 交通安全功労者 | 2人 |
| | ② 交通栄誉章「緑十字銀章」 交通安全功労者 | 3人 |
| | 優良運転者 | 4人 |
| (2) 全日本交通安全協 会会长表彰 | ① 交通安全優良団体 | 0 |
| | ② 優良事業所 | 0 |
| | ③ 優良学校 長崎県立国見高等学校 | 1 |
| | ④ 優良交通安全協会 佐世保市交通安全協会 | 1 |
| | ⑤ 優良交通安全運転管理協議会 | 0 |
| | ⑥ 交通栄誉章「緑十字銅章」 交通安全功労者 | 14人 |
| | 優良安全運転管理者 | 3人 |
| | 優良運転者 | 37人 |
| (3) 九州管区警察局長 ・九州交通安全協会 会長連名表彰 | ① 交通安全功労者 | 8人 |
| | ② 交通安全功労団体 | 4 |
| | ③ 優良運転者 | 32人 |
| | ④ 優良(安全運転管理)事業所 | 1 |
| | ⑤ 優良安全運転管理者 | 1人 |
| | ⑥ 優良職員 | 2人 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| (4) 九州交通安全協会 会長表彰 | ① 交通安全協会優良職員 2人 ② 安全運転管理協議会優良職員 0人 |
| (5) 長崎県警察本部長 ・長崎県交通安全協 会理事長連名表彰 | ① 交通安全功労者 4人 ② 交通安全功労団体 3 ③ 交通安全功労協会役員 13人 ④ 無事故優良運転者（30年以上） 46人 ⑤ 無事故優良運転者（20年以上） 9人 |
| (6) 長崎県知事表彰 | ① 交通安全功労協会役員 5人 |

8 交通安全指導員教養の実施

| | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 県内集合研修 | <p>各地区に配置している交通安全指導員(定員30名)は、街頭誘導・指導や主に幼児・高齢者を対象とした交通教室、小学校児童への自転車指導、機関紙発行等を日々実施している。</p> <p>交通安全指導員の子供や高齢者への更なる指導能力等の向上を図るため、毎年度、長崎交通公園において関係機関の講師を招き、新任研修及び全体研修を実施しており、本年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年5月23日(月)～25日(水)までの2.5日間 新任研修 7名 ○ 令和4年5月25日(水)～27日(金)までの2.5日間 全体研修 27名 <p>をそれぞれ実施し、交通安全指導員の指導技能と知識の向上を図るとともに、各地区(市)交通安全指導員相互の交流を図った。</p> |
| (2) 自転車大会開催に 向けた実施要領等の 事前研修 | <p>交通安全指導員は、毎年、交通安全子供自転車長崎県大会の運営に従事しているが、ここ数年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、第44回大会を最後に中断が続いている。</p> <p>令和5年度については、8月1日の予定で開催される見通しであることから、2月28日(火)長崎県立総合体育館において、同大会に従事する各地区交通安全指導員を集めた事前研修会を開催した。</p> |

| | |
|----------|--|
| (3) 全国研修 | 令和4年度の交通安全指導者養成講座（内閣府主催）については、新型コロナウイルス感染拡大が収まらないことから、オンライン講習となったが、各地区（市）交通安全協会においては、同講習に必要な各種機器の整備がなされていないことから、受講を希望しないとの結論に達し、本年度の受講は不参加とした。 |
|----------|--|

9 運転者に対する交通安全教育及び各種講習業務の適正な推進

| | |
|-----------------------------|---|
| (1) 運転免許更新者に対する講習 (本土地区) | 令和4年度中の講習状況 <ul style="list-style-type: none"> ・更新予定者数 137, 518人(前年比 -9, 275人) ・講習受講者 133, 412人(前年比 -2, 283人) ・受講率 97.0%(前年比 +4.6%) ・特定任意講習受講者 0人(前年比 ±0人) <p>※ 更新予定者数には、高齢者講習受講予定者は含まれない。 離島5地区については、運転免許事務及び更新時講習業務を個別に受託していることから除外。</p> |
| (2) 違反者講習 (県内全域) | 令和4年度中の講習状況 <ul style="list-style-type: none"> ・受講者 228人(前年比-155人) 　うち社会参加活動 175人(前年比-122人) ・社会参加活動実施率 76.8%(前年比-0.7%) |
| (3) 運転免許停止処分者講習 (県内全域) | 令和4年度中の講習状況 <ul style="list-style-type: none"> ・短期講習受講者数 366人(前年比-229人) ・中期講習受講者数 93人(前年比-49人) ・長期講習受講者数 52人(前年比-24人) 合 計 511人(前年比-302人) |

10 交通安全活動推進センター業務の推進

| | |
|----------------|---|
| (1) 道路使用許可調査業務 | 長崎県警察から道路使用に関する調査委託を受け、令和4年度中に長崎市内の3警察署から1, 331件の委託を受け、通算2, 6 |
|----------------|---|

| | |
|--------------|---|
| | <p>29回にわたり現場臨場調査を実施した。</p> <p>前年まで新型コロナウイルス禍により、委託件数が減少していたが、同ウイルスの感染者数の減少とともに委託件数は増加傾向にあり、前年度に比較して委託件数が12.7%増加（前年比+151件）、現場臨場回数が32%（前年比+641回）増加した。</p> |
| (2) 交通事故相談業務 | <p>令和5年1月、一般男性から「道路を歩行中に転倒した際、車両に手を轢かれたのではないか」との相談電話を受理。内容から事件性の疑いがある事案であったことから、捜査機関に判断を委ねるようアドバイスするとともに、県警本部担当部署を教示した。</p> <p>また、令和5年2月、高齢男性からの横断歩道上における自転車事故防止上の注意点や法解釈についての相談が寄せられ、必要な助言とともに、法解釈については、警察担当部署への質疑を教示した。</p> |
| (3) 運転適性相談業務 | 令和4年度中、企業等からの運転適性相談はなかった。 |

11 各種事業の適切な推進

| | |
|-------------------|---|
| (1) 運転免許試験車両の管理運営 | <p>運転免許試験場で使用する試験車30台（二輪車を含む）を管理し、技能試験受験者に貸し出しているが、令和4年度中の使用者は11,190人（前年度比-1,238人）であった。</p> <p>なお、今年度は、老朽化した大型特殊自動車1台の入替を行ったほか、AT限定大型二輪免許に係る試験車両の基準が改正されたことに伴い、それに適合する二輪車両の整備に向けた諸準備を行った。</p> <p>また、試験車両故障時に備えた対策として、近隣の自動車教習所等に対して車両貸与についての管理者対策を実施した。</p> |
| (2) 長崎県証紙売りさばき業務 | <p>運転免許試験場及び県下各地区（市）交通安全協会の免許窓口等において、免許手続き、警察許可申請時等における長崎県証紙の売りさばきを行い、関係者の利便性を図った。</p> <p>また、高齢ドライバー対策が強化され、県警では高齢受講者の受講機会を広げるため原則として毎月第2、第4日曜日に長崎自動車学校で高齢者講習・各種検査を行うこととしたことから、県に報告の上、当協会職員を長崎自動車学校に派遣し証紙販売を行った。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| (3) 免許受験申請手続きの指導及び売店業務 | 運転免許試験場において、免許受験者に対し、申請書の書き方指導及び写真撮影並びに売店運営等を行い、受験者の利便性を図った。 |
| (4) 更新免許証の郵送業務 | 各地区(市)交通安全協会で受けた更新免許証の郵送依頼及び運転免許試験場で受けた更新免許証の郵送依頼に対応するため、同更新免許証の郵送業務を実施して免許更新者の利便性を図っているが、令和4年度中の郵送件数は、5, 182件(前年度比-621件)であった。(令和3年度の郵送件数5, 803件) |
| (5) 地区(市)交通安全協会の会費管理等手数料事務事業 | 県交通安全協会では、運転免許試験場の県協会窓口において、県内各地区(市)交通安全協会からの委託を受けて、運転者の各地区(市)交通安全協会加入に係る勧誘と会費の代理受領及び各地区(市)交通安全協会への当該会費の送金の業務を行っている。その際、各地区(市)交通安全協会に加入した会員の割合に応じて、当協会が手数料を徴収し、その残りを各地区(市)交通安全協会に送金するという「手数料事業」を実施した。 |

12 会議等の開催と各種会議への参加

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------|--------------|-------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------------|--|
| (1) 理事会 | <p>ア 第27回理事会 令和4年5月24日(火)、ホテル・セントヒル長崎において、第27回理事会を開催し、</p> <table> <tr> <td>第1号議案</td><td>: 令和3年度事業報告書</td></tr> <tr> <td>第2号議案</td><td>: 令和3年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案)</td></tr> <tr> <td>第3号議案</td><td>: 令和4年度収支予算書(案)～実施事業会計 法人会計</td></tr> <tr> <td>第4号議案 報告</td><td>: 第21回評議員会の招集及び提出議案(案) : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事、監事)の任期満了に伴う改選(案)及び同協会役員(評議員)1名の選任(案)</td></tr> </table> | 第1号議案 | : 令和3年度事業報告書 | 第2号議案 | : 令和3年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案) | 第3号議案 | : 令和4年度収支予算書(案)～実施事業会計 法人会計 | 第4号議案 報告 | : 第21回評議員会の招集及び提出議案(案) : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事、監事)の任期満了に伴う改選(案)及び同協会役員(評議員)1名の選任(案) |
| 第1号議案 | : 令和3年度事業報告書 | | | | | | | | |
| 第2号議案 | : 令和3年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案) | | | | | | | | |
| 第3号議案 | : 令和4年度収支予算書(案)～実施事業会計 法人会計 | | | | | | | | |
| 第4号議案 報告 | : 第21回評議員会の招集及び提出議案(案) : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告 : (一財)長崎県交通安全協会役員(理事、監事)の任期満了に伴う改選(案)及び同協会役員(評議員)1名の選任(案) | | | | | | | | |

| | |
|----------|--|
| | <p>等の審議・報告・決議を行った。</p> <p>イ 第28回理事会</p> <p>令和4年6月10日(金)、ホテル・セントヒル長崎において、第28回理事会を開催し、</p> <p>：理事及び監事、評議員の選任結果報告</p> <p>：理事及び監事の選任に関する同意についての確認</p> <p>を行った後、</p> <p>第1号議案 : (一財)長崎県交通安全協会役員（理事長副理事長、専務理事）の選定（案）</p> <p>につき決議を行った。</p> <p>ウ 第29回理事会</p> <p>令和5年2月17日(金)に長崎交通公園において、第29回理事会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和5年度事業計画書(案)</p> <p>第2号議案 : 令和5年度収支予算書(案)・その他会計</p> <p>第3号議案 : 令和4年度収支予算書補正(案)</p> <p>第4号議案 : 第22回評議員会の招集及び提出議案(案)</p> <p>報 告 : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告 : 令和5年度運転免許事務委託業務の運営方針 : 就業規則等の一部改正 : 交通安全子供自転車大会 : 働き方改革に伴う勤務時間変更</p> <p>等の審議・報告・決議を行った。</p> <p>また、理事会終了後に、県警等による今後の免許事務をめぐる情勢について、概要説明がなされた。</p> |
| (2) 評議員会 | <p>ア 第21回評議員会</p> <p>令和4年6月10日(金)、ホテル・セントヒル長崎において、第21回評議員会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和3年度事業報告書</p> <p>第2号議案 : 令和3年度決算報告書及び公益目的支出計画実施報告書(案)</p> <p>第3号議案 : 令和4年度収支予算書(案)～実施事業会計 法人会計</p> <p>第4号議案 : (一財)長崎県交通安全協会役員（理事、</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>監事) の任期満了に伴う改選(案) 及び同 協会役員(評議員) 1名の選任(案)</p> <p>第5号議案 : (一財) 長崎県交通安全協会専務理事の 報酬規定の改正</p> <p>報告 : 代表理事及び業務執行理事の職務執行報告 等の報告・審議・決議を行った。</p> <p>イ 第22回評議員会</p> <p>令和5年3月10日(金)に長崎交通公園において、第22回評 議員会を開催し、</p> <p>第1号議案 : 令和5年度事業計画書(案)</p> <p>第2号議案 : 令和5年度収支予算書(案)・その他会計</p> <p>第3号議案 : 令和4年度収支予算書補正(案)</p> <p>報告 : 令和5年度運転免許事務委託業務の運営方針 : 就業規則等の一部改正 : 交通安全子供自転車大会 : 働き方改革に伴う勤務時間変更</p> <p>等の審議・報告・決議を行った。</p> <p>また、理事会終了後に、県警等による今後の免許事務をめぐる 情勢について、概要説明がなされた。</p> |
| (3) 全体総会 | 6月10日に予定していた、本年度の全体総会及び意見交換会に ついては、新型コロナウイルス感染予防対策徹底のため、昨年に引 き続き中止した。意見交換会も同様に中止した。 |
| (4) 各地区(市)交通安全協会事務局長等会 議 | 新型コロナウイルス感染拡大等により、全体会議は開催しなかつ たが、必要に応じブロック会議を開催することとした。 2月2日、県安協と県南ブロック(雲仙、島原、南島原)事務局 長を集めた検討会を開催し、免許事務に係るブロック運用のあり方 等について協議した。 |
| (5) その他の会議等の開催(凡例: ◎理事長 ○専務理事 ▼ 職員) | |

| | |
|---------------|----------------------------|
| ○▼ 4月 1日(金) | 辞令交付式(長崎事業所、大村事業所) |
| ○▼ 4月 7日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 4月 15日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 5月 16日(月) | 県安協監事監査 |
| ○▼ 5月 16日(月) | 内部監査 |
| ○▼ 6月 15日(水) | 内部監査 |
| ○▼ 6月 23日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 7月 15日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 7月 21日(木) | 幹部会議 |
| ▼ 8月 19日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 8月 25日(木) | 幹部会議 |
| ▼ 9月 16日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 9月 29日(木) | 幹部会議 |
| ▼ 10月 14日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 10月 27日(木) | 幹部会議 |
| ▼ 11月 16日(水) | 内部監査 |
| ○▼ 11月 17日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 11月 25日(金) | 講習指導員研修会（大村講習部） |
| ▼ 12月 16日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 12月 22日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 12月 28日(水) | 仕事納め式 |
| 令和5年 | |
| ○▼ 1月 4日(水) | 仕事始め式 |
| ◎○ 1月 10日(火) | 本部長、交通部長、交通企画課、運転免許管理課への挨拶 |
| ▼ 1月 20日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 1月 26日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 2月 16日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 2月 22日(水) | 内部監査 |
| ○▼ 2月 28日(火) | 子供自転車大会事前研修会（県立総合体育館） |
| ▼ 3月 17日(金) | 内部監査 |
| ○▼ 3月 23日(木) | 幹部会議 |
| ○▼ 3月 27日(月) | 新規採用者事前説明会（長崎事業所事務所） |
| ○▼ 3月 31日(金) | 退職式 |

(6) 各種会議・研修会・講習会等への参加

| | | |
|------|------------|-------------------------------|
| ○▼ | 4月 4日(月) | 新任更新時講習等指導員研修会（大村試験場） |
| ▼ | 4月 14日(木) | 長崎県交通安全母の会役員会（県庁） |
| ○▼ | 4月 16日(土) | 交通安全協会書記職員等研修会（大村試験場） |
| ○ | 4月 21日(木) | 令和4年度九州交通安全協会定例総会（博多サンヒルズホテル） |
| ○ | 5月 10日(火) | 交通安全推進県民協議会幹事会（県庁） |
| ▼ | 5月 13日(金) | 道路使用適正化業務担当責任者研修会（東京自動車会館） |
| ▼ | 6月 24日(金) | 地域交通安全活動推進委員全国研修会（東京自動車会館） |
| ○▼ | 6月 28日(火) | 交通安全母の会連合会理事会（農協会館） |
| ▼ | 6月 29日(水) | 精神障害者サポート講座（総合福祉センター） |
| ▼ | 6月 29日(水) | 交通事故相談担当者研修会（東京自動車会館） |
| ▼ | 7月 1日(金) | 長崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会総会（県警本部） |
| ◎○ | 7月 1日(金) | 高速道路交通安全協議会理事会、総会（サブリエール） |
| ▼ | 7月 4日(月) | 秋の全国交通安全運動に伴う四者会議（県庁） |
| ○ | 7月 8日(金) | 長崎県被害者支援連絡協議会総会（県警本部） |
| ○ | 7月 22日(金) | 交通安全推進県民協議会幹事会（県庁） |
| ▼ | 7月 29日(金) | 改正育児介護休業法説明会（勤労福祉会館） |
| ▼ | 9月 6日(火) | 年末の交通安全県民運動に伴う四者会議（県庁） |
| ▼ | 9月 8日(木) | 人権啓発研修会及び労働関係説明会（総合福祉センター） |
| ◎○▼ | 9月 22日(木) | 秋の全国交通安全運動出動式（県庁） |
| ○▼ | 9月 28日(水) | あいおいニッセイ同和損保会社による横断旗贈呈式（県警本部） |
| ▼ | 10月 7日(金) | 入会業務担当者会議（福岡） |
| ○ | 10月 13日(木) | 九州交通安全協会専務理事等会議（宮崎） |
| ▼ | 10月 13日(木) | 障害者雇用納付金等調査（高齢・障害・求職者雇用支援機構） |
| ○ | 10月 17日(月) | 長崎企業安全対策懇話会（セントヒル長崎） |
| ▼ | 10月 27日(木) | 高年齢者雇用推進フォーラム2022（県庁） |
| ▼ | 11月 9日(水) | 長崎市交通安全総点検（茂木地区） |
| ○ | 11月 15日(火) | 交通安全啓発図画コンクール選考委員会（県警本部武道場） |
| ▼ | 11月 23日(水) | 犯罪被害者等支援講演会（セントヒル長崎） |
| ○ | 11月 30日(水) | JAF長崎支部交通安全実行委員会（ガーデンテラス長崎） |
| ▼ | 11月 30日(水) | 自転車安全整備ブロック会議（佐賀） |
| ◎○▼ | 12月 14日(水) | 年末の飲酒運転追放大会（佐世保コミュニティセンター） |
| 令和5年 | | |
| ▼ | 1月 5日(木) | 令和4年度春の全国交通安全運動に伴う四者会議（県庁） |

| | | |
|-----|----------|-------------------------------|
| ▼ | 1月17日(火) | 第63回交通安全全国民運動中央大会分科会（東京市ヶ谷） |
| ◎▼ | 1月18日(水) | 第63回交通安全全国民運動中央大会（東京新宿文化センター） |
| ○ | 1月24日(火) | 長崎県交通安全推進県民協議会幹事会（県庁） |
| ▼ | 2月10日(金) | 長崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会総会（県警本部） |
| ◎○▼ | 2月14日(火) | 第56回長崎県交通安全推進県民協議会総会（サンプリエール） |
| ▼ | 2月15日(水) | 長崎県道路交通環境安全推進連絡協議会作業部会（県庁） |
| ○▼ | 2月22日(水) | 県警本土地区・離島地区入札（県警本部） |
| ▼ | 3月8日(水) | 障害者雇用納付金制度事務説明会（勤労福祉会館） |
| ○ | 3月16日(木) | 全国交通安全協会専務理事等会議（東京） |
| ○ | 3月27日(月) | (株)みずほ銀行による黄色ワッペン贈呈式（県警本部） |

13 運転免許関係業務の適正な運用

| | |
|-----------------------|--|
| (1) 交通安全協会書記職員等研修会の実施 | <p>例年11月、運転免許窓口業務に係る不適切事案の絶無、明るく親切・的確な対応による交通安全協会に対する県民からの理解と共感を得る業務運営の確立等による入会率の向上等を図るため、交通安全協会書記職員等研修会を開催しているところ、本年については、高齢者講習等に関する法改正（令和4年5月13日施行）がなされることに伴い、県警と協議の上、前倒しで実施することとし、令和4年4月16日(土)10:00～12:00までの間、大村市古賀島町県警運転免許試験場において、運転免許試験場及び長崎運転免許センター並びに各地区(市)交通安全協会の免許窓口業務に従事する職員56名を対象に、全体研修会を実施した。</p> <p>(主な研修事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年5月13日施行の道路交通法一部改正の概要 ○ 高齢ドライバー対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者講習等通知書の内容、種類等 ・ 運転技能検査 ・ サポートカー限定条件 ・ 更新期間の末日が切迫している者に対する措置手続要領等 ○ 郵送業務の実施要領 ○ 運転免許事務に係る実務処理要領 ○ 各地区意見交換及び質疑応答 |
|-----------------------|--|

| | |
|------------------------------------|--|
| (2) 運転免許試験場・長崎運転免許センター等における適正な業務運営 | <p>運転免許試験場・長崎運転免許センター・各警察署において免許関係業務に従事する職員に対して、適宜適切な指導を行い運転免許事務における不適切事案の防止を図った。</p> <p>また、日々多くの免許更新者等が訪れる長崎運転免許試験場では、職員の新型コロナウイルス感染に伴い、業務に支障が生じないよう更なる拡大防止を図るため、全職員が PCR 検査を受検するなど自発的な取組がなされた。</p> |
|------------------------------------|--|

14 交通安全協会活動の周知等による入会率の向上

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|---------|-----------|--|-------------------|---------|----|--|----------------------------|---------|----|--|----------------------------|
| (1) 交通事故防止活動の広報・啓発活動 | <p>年間を通じて、交通安全協会が行う各種交通事故防止活動については、県・各地区（市）発行の機関紙等により積極広報を行うとともに、交通安全協会入会の特典等を紹介するなどして、入会率の向上に努めた。</p> | | | | | | | | | | | | |
| (2) 交通安全協賛店制度の推進 | <p>地区(市)交通安全協会会員の加入者減少対策として、平成19年10月に導入した交通安全協賛店制度は、令和5年3月末現在で約15年半を経過したが、依然として交通安全協会会員の減少傾向に歯止めがかからず推移していることから、平成22年3月、運転免許試験場の更新申請窓口に「電光掲示板」を設置し、交通事故防止の広報とともに協賛店制度の広報も併せて行っているほか、当協会機関紙「交通安全ながさき」でも交通安全協賛店の特典等につき毎回掲載の上、読者に協賛店利用の特典をアピールするなど、交通安全協会への入会を呼び掛けた。</p> <p>交通安全協賛店の利用可能県については、現在、九州各県はもとより、中国地方各県にも拡充されている。本県の交通安全協賛店は、令和5年3月末現在、24業種499店舗である。</p> <p>なお、県交通安全協会では、広報のため、令和4年度中、</p> <table> <tbody> <tr> <td>• 広報チラシ</td> <td>303, 600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(前年度比 +244, 200円)</td> </tr> <tr> <td>• ボールペン</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前年度在庫分使用 (前年度比 -257, 400円)</td> </tr> <tr> <td>• 免許証入れ</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前年度在庫分使用 (前年度比 -330, 000円)</td> </tr> </tbody> </table> | • 広報チラシ | 303, 600円 | | (前年度比 +244, 200円) | • ボールペン | 0円 | | 前年度在庫分使用 (前年度比 -257, 400円) | • 免許証入れ | 0円 | | 前年度在庫分使用 (前年度比 -330, 000円) |
| • 広報チラシ | 303, 600円 | | | | | | | | | | | | |
| | (前年度比 +244, 200円) | | | | | | | | | | | | |
| • ボールペン | 0円 | | | | | | | | | | | | |
| | 前年度在庫分使用 (前年度比 -257, 400円) | | | | | | | | | | | | |
| • 免許証入れ | 0円 | | | | | | | | | | | | |
| | 前年度在庫分使用 (前年度比 -330, 000円) | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>・ 会員証 83,160円 (前年度比 + 32,670円)</p> <p>合 計 386,760円 (前年度比 - 310,530円)</p> <p>を支出した。</p> |
| (3) 入会業務担当者会議における入会率向上施策の検討 | 10月7日、福岡市内において、九州各県の交通安全協会の入会業務担当者が一同に会し、入会勧誘上の問題点、打開策等について施策検討を行い、各県が連携して交通安全協会への入会率向上に向けた取り組みを行うことを確認した。 |

15 寄 附

○ 長崎県交通安全母の会連合会への寄附

令和4年6月28日(火)、長崎県交通安全母の会連合会に対し、活動助成金として30万円を寄附した。

16 監 査

| | |
|------------------------|--|
| (1) 県交通安全協会監事による会計業務監査 | 令和4年5月16日(月)、県交通安全協会事務所において、専務理事以下関係者及び税理士事務所職員の立会いのもとに、長崎県交通安全協会の監事2名による、令和4年度会計業務監査を受監した結果、いずれも適法・適正に処理され、予算の執行も適正である旨第27回理事会、第21回評議員会において、同監事より報告がなされた。 |
| (2) 税理士による部内会計監査 | 令和4年度中、毎月中旬頃、顧問税理士事務所による部内会計監査を受けるなど適正経理に努めた。 |

17 附属明細書

| | |
|---------|--|
| ○ 附属明細書 | 令和4年度事業報告に関して、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」に規定する附属明細書「事業実施報告書内容を補足する重要な事項」に該当する事項はなかった。 |
|---------|--|